

令和4年4月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年4月25日

令和4年4月総会議事録

開 会 期 日	令和4年4月25日(月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時40分 会長(議長) 金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後2時11分 会長(議長) 金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 					

[開会の宣言] 午後1時40分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年4月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、3番・小鷹隆石委員、4番・小林三千雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

鳩山町農業経営・生産対策推進会議及び鳩山町国民健康保険運営協議会より、鳩山町農業委員会に対し各委員の推薦依頼がありました。

当該委員の選任に関しましては、例年、農業委員会会長を推薦しておりますことから、今回の依頼に対しましても同様に、農業委員会会長であります私を推薦いたしましたのでご了承願います。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年4月1日受付。

資料番号1、大字奥田[]、地目、田、面積、2,112 m²。同じく奥田[]、地目、田、面積、1,407 m²。大字奥田[]、地目、田、面積、4,040 m²。大字奥田[]、地目、田、面積、1,596 m²。大字奥田[]、地目、田、面積、985 m²。同じく奥田[]、地目、田、面積、2,201 m²。同じく奥田[]、地目、田、面積、1,444 m²。譲受人 []。耕作地、501a、労働力、2。譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、13,785 m²。

◎金子会長

この件につきまして、奥田地区担当の戸口農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎戸口委員

奥田地区担当の戸口です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、田、畑合わせて15,946㎡の所有農地と、20,370㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

申請地は田7筆となっており、今後の作付けについては、米の計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は■■■■に住所を有し、地域の中心的な担い手の認定農業者として、米、麦、大豆や露地野菜全般の農業経営を行っております。

申請地は7筆ございますが、全て基盤整備された良好な水田となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

最初に農地法第3条の許可申請についてご説明申し上げます。

農地法第3条申請とは、農地を農地のまま地目変更はせずに、耕作を目的として所有権移転や権利設定をするための申請でございます。農地法第3条申請については市町村の農業委員会定例総会で許認可を行うため、鳩山町農業委員会定例総会で許可の可否について審議することになります。

農地法第3条の許可を得るための主な要件としては、まず農家である事、次に所有農地の全てを耕作または良好に管理している事、取得する農地を合わせて50a以上の耕

作地がある事、などが要件となっています。

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明等については戸口農業委員から、また保積推進委員からは意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真6枚をご覧いただければと思います。全て良好な状況となっております。

譲受人は認定農業者でもあり、地域の中心的な担い手として農地を集約するための申請でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

申請書を見るといくつか修正がありますが、訂正印は必要ないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

申請書につきましては押印廃止となっており、また修正箇所は申請書の別添でもございますことから訂正印は不要となっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての

資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第2号並びに議案第3号につきましては譲受人が同一人という関連性がございますことを申し添えいたします。

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年4月1日受付。

資料番号2、大字赤沼[]、地目、畑、面積、1,631㎡。譲受人 []
[]。耕作地、88a、労働力、1。譲渡人 []
[]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、1,631㎡。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、田、畑合わせて4,948㎡の所有農地と、畑で2,300㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

申請地は畑1筆で1,631㎡となっており、今後の作付けについては、果樹の計画となっています。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は[]に在住ということですが、町内の農地においては、果樹や露地野菜の栽培を行っております。

本申請地は、これまで遊休農地となっていた土地でございましたが、土地を譲受けるにあたり草刈りを行い、今後は果樹の作付け計画となっています。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明等については石井農業委員から、また吉岡推進委員からは意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真の裏面4枚の内、上段の写真となります。

写真をご覧くださいと、樹木があり何年も手が付けられていなかった農地であり、写真の奥には篠藪を伐採して収集した物があるのが分かるかと思えます。

町でも何年も再生困難な農地としていた場所ではありますが、今回譲受人が農地を取得し果樹を作付けする計画となっています。

今後の計画としましては、現状は篠を伐採してある状況ではありますが、時期を見て高木の伐採を行った後に果樹の植え付けをする計画と聞いています。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年4月1日受付。

資料番号3、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、973 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、98a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、973 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、田、畑合わせて6,579㎡の所有農地と、畑で2,300㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

申請地は畑1筆で973㎡となっており、今後の作付けについては、果樹の計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見につきましては議案第2号で述べさせていただいた内容と同様でございますので、よろしくお願いたします。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

先ほど、議案第2号と議案第3号は関連性があると申し上げましたが、議案書をご覧くださいと、耕作面積が88aから98aと増えており、議案第3号に議案第2号の許可を見込んだ面積が入っていることが分かるかと思えます。また資料番号2並びに資料番号3の申請書別添の数字に関しても、同様に議案第2号の許可を見込んだ面積が記載されており、関連性があることが分かるかと思えます。

その他の内容につきましては、議案第2号と同様でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年4月8日受付。

資料番号4、大字大橋 [REDACTED]、地目、畑、面積、261 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：駐車場。

面積合計、畑、261 m²。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎金子会長

この件につきまして、大橋地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋地区担当の飯島です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

この申請は、譲受人が土地所有者の譲渡人から土地を譲受け、駐車場敷地とするための農地転用申請でございます。

農地転用の許可基準、農地区分につきましては、第1種農地ではありますが、第1種農

地の例外規定として申請が行えることとなります。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、飯島農業委員から説明があったとおりでございます。

令和2年3月に申請地の西側に建築した寄宿舎の駐車場敷地として農地転用申請を行うものです。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

最初に農地法第5条の許可申請の手続きについてご説明申し上げます。

農地法第5条申請とは、農地を農地以外の目的にし、所有者を変更するための申請となります。所有者の変更には使用貸借や一時的なものも含まれます。

許可をするのは埼玉県となることから、鳩山町農業委員会定例総会においては、申請に対する許可相当、若しくは不許可相当の意見書を送付することとなります。また、農地種別の判断、事業計画の実現性、関係書類の添付、周辺農地への影響、などを確認し判断をすることとなります。

申請にあたっては、農地を農地以外の目的にするため、農家要件などはございませんが、申請農地が違反農地となっている場合や、譲渡人、譲受人の双方に違反農地などがある場合には許可を受けられない場合がございます。

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明等については飯島農業委員から、また畑推進委員からは意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真の裏面4枚の内、下段の写真2枚でございます。

写真をご覧くださいと、現在耕作がされていない平坦な農地であることが確認できるかと思えます。

農地区分については10ha以上の連たんしている第1種農地となりますが、第1種農

地の例外規定において宅地に付属する生活上必要な施設であり、農地転用が可能となり本申請に至りました。

目的としては申請地西側の■■■■の宅地に建築された同法人の寄宿舎の駐車場敷地としての農地転用申請です。

車両の駐車台数は5台を計画しています。

事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断されています。また事業の詳細図においては、土地利用計画図から判断できます。

農地の利用性ですが、農振農用地区域から外れている第1種農地ですが、第1種農地の例外としてやむを得ないと判断されます。

以上補足説明とします。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

事業計画地には■■■■もございしますが、申請地には含まれないのですか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

事業計画地は■■■■と■■■■となっておりますが、■■■■は宅地でございますので、農地転用の申請地には含まれておりません。事業計画地は農地以外の土地も含んだ全体の面積でございますが、農地転用の申請地は農地のみとなります。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

[閉会の宣告] 午後2時11分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和4年5月25日

会長 金子茂雄 

委員 小鷹隆石 

委員 小林三千雄 